

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する意見

2024.6.3

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿

1. 貴委員会第106回（2019年5月21日）のヒアリングで陳述した事項

- ①目的（1条）・人格尊重の理念（3条）におけるプライバシー保護の明確化
→令和2年改正による不適正利用規制の導入、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（2023年）の検討
- ②個人データの保存期間の設定の義務づけ
- ③共同取得・共同利用規制の明確化（第三者提供例外という裏側からではなく）
- ④パブリック・アクセスの関係
→OECD「信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言」の周知
- ⑤公的部門の規律 →令和3年改正
- ⑥課徴金制度の導入 →立法事実の蓄積
- ⑦補完的ルールの法令上の根拠の明確化 →不適正利用規制との関係
- ⑧認定個人情報保護団体の体制強化
- ⑨プライバシー白書の編集・発行

2. 個人情報保護法制の現状と課題

- 行政規制、定義該当性・行為規制、事前規制
- 法制面の変化：利活用の拡大とプライバシー的側面の強化
- 一般法としての個人情報保護法の意義と限界
 - ・情報公開・公文書管理法、住民台帳基本法、番号法、労働法制、医療法制・次世代医療基盤法、電気通信事業法等
 - ・各種ドメインにおけるデータ利活用と新たなリスクと一般法制の関係整理が大きな課題に
- プラットフォーム規制、AI規制、EBPMと個人情報保護法制

3. 参照軸としてのアジャイル・ガバナンスと個人情報保護法制への示唆

- 「構造改革のためのデジタル原則」（2021年）、経済産業省 Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会「アジャイル・ガバナンスの概要と現状」（2022年）←ゴールベースの規制、事業者のインセンティブ設計、規制・制裁・責任の一体的見直し、モニタリング能力の向上、市民社会の参画の強化
- 「同意偏重」と呼ばれる（理解されている）事態の解消

- プライバシー等の人格的利益に対するリスクを具体化・明確化し、その管理の在り方を踏まえた法執行、解釈・ガイドラインの提示、必要な法制面の見直し、情報発信
- インセンティブ設計の観点から、主体のガバナンス（DPOの設置、定期的な組織全体のデータ管理・利活用の確認等）、企業・組織単位、社会全体の市民参画の取組とのセットで、漏洩時の報告・通知のあり方を見直しや課徴金制度の検討

4. (必ずしも法律事項に限られない) 意見

- 貴委員会の法執行に関する手続の適正、透明性・説明責任履行の一層の向上
 - ・個別の法執行
 - ・年次報告・上半期報告→活動方針→執行等→年次報告…のサイクル
 - ・「個人情報保護に関する基本方針」の見直し
- 貴委員会の独立行政委員会としての独立性・中立性を確保しつつ、民間（企業・市民社会等）との対話と、それを通じた情報収集・発信、専門的政策形成能力の強化
 - ・「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」の例
 - ・経済産業省・総務省「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.3」（2023年）の取組の引き取り
 - ・司法・国際動向をも踏まえた、プライバシー白書の編集・発行と、自治体・企業・市民・アカデミア・法曹等との連携
- 充分性認定や相互共助の対象拡大
- デジタル化に関連する様々な施策と個人情報保護法制・貴委員会の適切な協調・牽制の模索
 - ・ツールとしての「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（2022年）の有効活用
 - ・貴委員会によるドメインごとの、企業・市民社会・各行政機関等との対話を踏まえた政策形成
 - ・内閣のデジタル政策全体の総合調整と貴委員会の関係→重層的な「場」の主要な一つであり、かつ、「場」のプレーヤーとしての貴委員会の戦略と必要な能力・体制の整備

（参考）デジタル行財政改革会議第5回（2024年4月22日）宍戸提出資料

「デジタル行財政改革のための各論的な検討・調整が着実に進展する中で、民間企業、国、地方公共団体それぞれと、その全体を通じて、「構造改革のためのデジタル原則」の一つであるアジャイルガバナンス原則に沿って、データの保護と流通・活用のバランスを的確かつ迅速に実現することが改めて急務となっていることを強調したい。AI活用の促進やEBPMの観点からも、個人情報はもちろん、非個人情報を含めたデータ一般に関する利益の帰属を含めた権利の保護や、データの公益的な流通・活用のための施策などを体系的・継続的

に検討する「場」が必要であると考え。その「場」は、市民、民間企業、地方公共団体、
学術機関等、多様なステークホルダーの具体的な意見を公開かつ透明性の高い手続で吸い
上げるとともに、データの保護と活用に関する各行政機関の専門的な政策を総合的に調整
する機能を担うべきである。」

以上